

精神障がいを知り とともに働く職場づくり



うちの会社では障がい者雇用は無理と考えていませんか？
精神障がい者の雇用について、支援機関といっしょに考えてみませんか！

鳥取労働局 鳥取県 鳥取県教育委員会
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部

障がい者雇用に関する問い合わせ先

障がいのある方の就業について、相談・支援を行います

機関名	所在地	電話番号	ファクシミリ
鳥取公共職業安定所(ハローワーク鳥取)	〒680-0845 鳥取市富安2-89	0857-23-2021	0857-22-6906
倉吉公共職業安定所(ハローワーク倉吉)	〒682-0816 倉吉市駄経寺町2-15 倉吉地方合同庁舎内	0858-23-8609	0858-22-6494
米子公共職業安定所(ハローワーク米子)	〒683-0043 米子市末広町311 イオン米子駅前店4F	0859-33-3911	0859-33-3959
米子公共職業安定所根雨出張所(ハローワーク根雨)	〒689-4503 日野郡日野町根雨349-1	0859-72-0065	0859-72-1371
鳥取県立鳥取ハローワーク	〒680-0835 鳥取市東品治町111-1 JR鳥取駅構内	0857-51-0501	0857-51-0502
鳥取県立倉吉ハローワーク	〒682-0023 倉吉市山根557-1 パープルタウン1F	0858-24-6112	0858-24-6113
鳥取県立米子ハローワーク	〒683-0043 米子市末広町311 イオン米子駅前店4F	0859-21-4585	0859-21-4586
鳥取県立境港ハローワーク	〒684-8501 境港市上道町3000 境港市役所別館1F	0859-44-3395	0859-36-8609

障害者雇用給付金制度に基づく各種助成制度に関する相談

機関名	所在地	電話番号	ファクシミリ
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部	〒689-1112 鳥取市若葉台南7-1-11	0857-52-8803	0857-52-8785

障がい者の就業・定着について相談する場合

機関名	所在地	電話番号	ファクシミリ
鳥取障害者職業センター	〒680-0842 鳥取市吉方189	0857-22-0260	0857-26-1987
障害者就業・生活支援センターしらはま	〒689-0201 鳥取市伏野2259-17	0857-59-6060	0857-59-2022
障害者就業・生活支援センターくらよし	〒682-0817 倉吉市住吉町37-1	0858-23-8448	0858-23-8456
障がい者職場定着推進センターくらよし			
障害者就業・生活支援センターしゅーと	〒683-0064 米子市道笑町2-126-4 稲田地所第5ビル1F	0859-37-2140	0859-37-2140
障がい者職場定着推進センターあしすと	〒683-0064 米子市道笑町2-126 桑本ビル1F	0859-34-6568	0859-34-6568

国・県の障がい者に関する関係機構

機関名	所在地	電話番号	ファクシミリ
鳥取労働局職業安定部職業対策課	〒680-8522 鳥取市富安2-89-9	0857-29-1708	0857-22-7717
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課	〒680-8570 鳥取市東町1-220	0857-26-7889	0857-26-8136
鳥取県商工労働部雇用人材局雇用政策課		0857-26-7693	0857-26-8169
鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課	〒680-8570 鳥取市東町1-271	0857-26-7598	0857-26-8101
鳥取県精神保健福祉センター	〒680-0901 鳥取市江津318-1	0857-21-3031	0857-21-3034
『エール』鳥取県発達障がい者支援センター	〒682-0854 倉吉市みどり町3564-1 県立皆成学園内	0858-22-7208	0858-22-7209

本書に関する問い合わせは、鳥取県雇用政策課または鳥取労働局職業対策課にご連絡ください。

- 鳥取県雇用政策課 0857-26-7693
- 鳥取労働局職業対策課 0857-29-1708

鳥取県 障がい者就職支援

検索

【ちょっとした配慮でより職場の戦力に！】

■精神障がいには、うつ病や不安障がい、統合失調症、てんかんなどがあります。通院や服薬により症状が安定し、障がいを企業に伝え、適切な配慮のもとで働く方が増えています。

■人によって、緊張しやすさや疲れやすさなどから新しい環境に慣れるまで少し時間がかかる場合もありますが、指導担当者を決める、担当範囲を絞り込みシンプルな作業から担当してもらうなどの配慮があれば、徐々に仕事や職場環境に慣れ、力を発揮できます。

■気軽に相談できる体制作りや体調の見守りなどがあると、安心して働くことができ、定着につながります。

【雇用に取り組んだ企業の声】

最初はうまくいか不安がありましたが、今ではすっかり戦力です。上司とも気軽に相談できているのが良いようです。(医療・福祉業)

受入れに際し、作業工程や負担を見直し、マニュアルを作成したら、職場全体の効率性やモチベーションも上がりました。(製造業)

障がい者雇用の本気で取り組んだことで、障がい者だけでなく、女性や高齢者等様々な経験・知識を持った人の活用を考えるようになりました。(建設業)

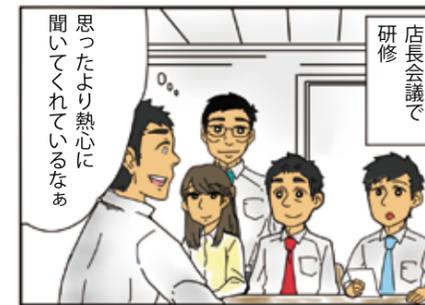
心強い味方です ～採用から職場定着～



お互いに知り合えば ～採用のステップ～



案ずるより産むが易し ～会社全体で取り組む～



百聞は一見にしかず ～相談・情報収集～



最初は誰でも不安... ～障がい者雇用の検討～



【ジョブコーチ支援】

ジョブコーチが企業を訪問し、事業主の皆さまに障がい特性を踏まえた接し方や作業設定について助言します。また、障がい者の不安や悩みを確認し、職場に合った対応策と一緒に考えます。

(窓口：鳥取障害者職業センター他)

【職場実習】

企業で実際に働く体験を通じて、仕事の適性や対応力を確認し、仕事のマッチングや不安の軽減を目指します。また、職場実習中にジョブコーチが訪問するなど、チームで支援することもできます。

(窓口：障害者就業・生活支援センター他)

【トライアル雇用】

障がい者の適性や可能性を最長6か月の雇用で見極め、事業所及び本人の相互理解を促進する制度です。週所定労働時間が10時間以上20時間未満の場合は最長12か月の短時間トライアルも利用できます。

(窓口：ハローワーク他)

【まずは見学や体感を】

障がい者を理解し他企業の事例や助成金制度等をご案内するセミナー、企業で働く障がい者、企業の取り組み等を体感する企業見学会、障がい者と語り合う面接会などを毎年実施しています。

(窓口：ハローワーク他)

【これからの日本は】

労働力人口が大きく減少します。一方、求職・就職する精神障がい者数は増加しています。障がい者の就労支援対策が充実してきている今、精神障がい者雇用に対する早期の検討・取組が大切です。

(窓口：ハローワーク他)